

【変更事項の届出方法等（工事）】

1. 申請した事項に係る変更等の届出

申請書類の提出後又は有資格者として認定された後に次の（1）～（4）の事象が発生した場合は、速やかに、「令和3・4年度 競争参加資格審査変更届」（様式10）及び添付書類を提出してください。

※毎月15日までに受領した届出を翌月第1営業日（予定）に反映します。

（1）既に認定を受けている工事種別の認定資格を失うこととなる事象が発生した場合

《例》

- ① 法人が合併等により消滅したとき
- ② 法人が破産により解散したとき
- ③ 法人が合併等又は破産以外の事由により解散したとき
- ④ 廃業したとき（一部廃業を含む。）

（2）認定を受けた工事種別の全部又は一部を取り下げる場合

※認定工種の取下げは申請者の自由です。（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません）ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格を取り下げた場合、同一の有効期間内（今回であれば、令和5年3月31日まで）は、再度資格認定の申請を行うことはできませんので、取下げの申請を行う際には、十分に検討のうえ申請してください。

（3）次の事項を変更した場合

区分	変更事項	添付書類（すべて写しても可）※1
法人	本社（店）住所 ※建設業法上の主たる営業所	登記事項証明書（履歴事項証明書）又は建設業許可に係る変更届出書の写し
	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項証明書）
	本社（店）代表者の氏名及び役職	登記事項証明書（履歴事項証明書）又は建設業許可に係る変更届出書等
	本社（店）の電話番号、FAX番号、メールアドレス	—
	総合評定値通知書に記載の建設業許可番号 ※2	建設業許可に係る変更届出書等
	営業所の名称、住所、電話番号、FAX番号	建設業許可に係る変更届出書等
	営業所の新設	建設業許可に係る変更届出書等
個人	営業所の閉鎖	—
	住所	住民票
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）
	電話番号、FAX番号、メールアドレス	—

※1：登記事項証明書等の添付書類については、**変更届提出時から3ヶ月以内のものを添付してください。**

※2：建設業許可の区分等の変更（一般建設業許可から特定建設業許可へ変更となった場合等）は、届出不要です。

（4）「希望する工事エリア及び工事の内容」について内容の変更を希望する場合

《例》

- ① 「関東エリア」の『土工』のみを希望していたが、「関東エリア」の『構造物』も希望したい場合
 - ② 「関東エリア」の『土工』のみを希望していたが、「東北エリア」の『土工』も希望したい場合
 - ③ 「関東エリア」の『土工』と『構造物』を希望していたが、『構造物』を取り下げたい場合
 - ④ 「関東エリア」と「東北エリア」の『土工』を希望していたが、「東北エリア」を取り下げたい場合
- ※ 認定を受けている工事種別についてのみ変更可能です。

2. 変更届を送付する際の注意点

- ① **原則として、電子メールでの申請受付とします。申請窓口は下記3.に記載のとおりです。**
- ② なお、電子メールでの申請が困難な場合については、下記3.「変更届の申請先及び問い合わせ先」までご相談ください。
- ③ 変更届（様式10）への押印は不要とします。
- ④ 現在契約中の案件に関する変更手続きは、別途該当する契約案件の契約担当部署にご連絡いただき、所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

3. 変更届の申請先及び問い合わせ先

随時受付の申請先及び問い合わせ先は、以下のとおりです。

《申請窓口》

○申請先メールアドレス：shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp

※申請時のメールの件名には**『令和3・4年度資格審査 変更届』**と記載してください。

※変更届（様式10）及び添付書類は**PDF形式で1つのファイルにまとめてください。**

※変更届を受領した旨の返信は行いません。

《お問い合わせ先》

東日本高速道路（株）総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
資格審査担当 宛

E-mail：shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp

TEL：03-3506-0214（直通） FAX：03-3506-0346

【問い合わせ受付時間】

9:00～12:00 及び 13:00～17:00

（ただし、土日・祝日及び年末年始を除く。）